

# 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例

平成十九年十月十九日

条例第五十三号

改正 平成二十年三月二十八日

条例第十号

改正 平成二二年九月二四日

条例第四〇号

## (目的)

第一条 この条例は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十七条の三に規定する事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組（以下「自主的取組」という。）を促進するため必要な事項を定めることにより、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図り、もって県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 揮発性有機化合物大気汚染防止法第二条第四項に規定する揮発性有機化合物をいう。
- 二 自主的取組対象施設県の区域（千葉市、船橋市及び柏市の区域を除く。以下同じ。）内に存する工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気汚染の原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いために自主的取組を行うことが特に必要なものとして規則で定めるものをいう。
- 三 揮発性有機化合物排出事業者その事業活動に伴って自主的取組対象施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者をいう。

## (指針)

第三条 知事は、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図るため、自主的取組の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 自主的取組による揮発性有機化合物の排出量及び飛散の量の削減に関する目標
- 二 自主的取組の方法
- 三 前各号に掲げるもののほか、自主的取組のために必要な事項

3 知事は、指針を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、当該指針の案を公表し、県の区域内に工場又は事業場を有する事業者（以下「県内事業者」という。）及び県民の意見を求めるものとする。

4 知事は、前項の規定により提出された意見を考慮して指針を定め、又は変更しなければならない。

5 知事は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(県内事業者の責務)

第四条 県内事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握し、及び指針に留意して、自主的取組を行う責務を有する。

(県の責務)

第五条 県は、自主的取組を支援する責務を有する。

2 県は、自ら率先して、揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組を行う責務を有する。

(県民の努力)

第六条 県民は、県内事業者の事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握することにより、自主的取組に関する理解を深めるよう努めなければならない。

(自主的取組計画書の作成及び提出等)

第七条 各年四月一日において揮発性有機化合物排出事業者である者は、自主的取組対象施設が設置されている工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、揮発性有機化合物の使用量並びに排出量及び飛散の量（以下「使用量等」という。）その他同日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までの間をいう。以下同じ。）における揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する事項を記載した計画書（以下「自主的取組計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 揮発性有機化合物排出事業者は、県の区域内に存する工場又は事業場であって前項の工場又は事業場以外のものについて、当該工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、自主的取組計画書を作成し、知事に提出することができる。

3 その事業活動に伴って揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者（揮発性有機化合物排出事業者を除く。）は、県の区域内に存する工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、自主的取組計画書を作成し、知事に提出することができる。

4 前各項の規定により自主的取組計画書を提出した者は、当該自主的取組計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(実績報告書の作成及び提出)

第八条 前条第一項から第三項までの規定により自主的取組計画書を提出した者は、当該自主的取組計画書に係る工場又は事業場ごとに、当該自主的取組計画書に係る年度の終了後、規則で定めるところにより、当該自主的取組計画書に記載された事項に係る実績を記載した報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

(書類等の保存)

第九条 第七条第一項から第三項までの規定により自主的取組計画書を提出した者又は前条の規定により実績報告書を提出した者は、当該自主的取組計画書又は当該実績報告書に記載した揮発性有機化合物の使用量等の算出の根拠が記載された書類又は当該根拠が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）を当該提出の日から三年間保存しなければならない。

2 第七条第四項の規定による届出をした者は、当該届出の内容が揮発性有機化合物の使用量等に係るものであるときは、当該使用量等の算出の根拠が記載された書類又は当該根拠が記録された電磁的記録を当該届出の日から三年間保存しなければならない。

(公表)

第十条 知事は、第七条第一項から第三項までの規定により提出された自主的取組計画書の内容（同条第四項の規定による届出があったときは、当該届出に係る変更後の内容）及び第八条の規定により提出された実績報告書の内容を公表するものとする。

(指導及び助言)

第十一条 知事は、県内事業者に対し、指針に即して自主的取組の促進に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(報告及び検査)

第十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、揮発性有機化合物排出事業者その他の揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者に対し、自主的取組の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、揮発性有機化合物排出事業者その他の揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者の工場若しくは事業場に立ち入り、自主的取組対象施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による自主的取組計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした自主的取組計画書を提出した者
- 二 第七条第二項及び第三項に規定する自主的取組計画書に虚偽の記載をして提出した者

三 第七条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第八条の規定による実績報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした実績報告書を提出した者

五 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

#### 附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条から第三条までの規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十年三月二十八日条例第十号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

5 柏市の区域におけるこの条例の施行前にした行為及び前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年九月二十四日条例第四十号）

この条例は、公布の日から施行する。